

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
保 存 樹 等 補 助 金 交 付 要 綱

令和5年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜市の民有地にある巨樹、巨木を良好な状態で後世に引き継いでいくため、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が、補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保存樹等」とは、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）、岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則（昭和59年岐阜市規則第14号）及び岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱（昭和63年3月25日決裁）の規定に基づき、市長が指定した保存樹又は保存樹林をいう。

2 この要綱において「保存樹等の種類」とは、樹木、はん登性樹木、樹林及び生け垣をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、保存樹等を所有し又は管理する個人又は法人で、保存樹等の育成・管理を行う者とする。

ただし、補助対象者は、市長が保存樹等に指定した日の翌年度からとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年度ごとに次表のとおりとする。ただし、予算の範囲内とし補助限度額は25,000円とする。

種類	補助金額算定基準	金額
樹木	1 所有（管理）につき	
	1 本目の樹木	5,000円
	2 本目以降の樹木 1本につき	3,000円
はん登性樹木	枝葉の面積	
	30m ² 以上 50m ² 未満の部分	2,000円
	50m ² 以上の部分 20m ² 増すごとに	1,000円
樹林	樹林の面積	
	500m ² 以上 1,000m ² 未満	20,000円
	1,000m ² 以上	25,000円
生け垣	生け垣の長さ	
	30m以上 35m未満の部分	3,000円
	35m以上の部分 5m増すごとに	1,000円

2 前項の規定にもかかわらず、保存樹等の育成・管理に要する費用が補助金額に満たないときは、その額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、保存樹等の育成・管理の事業実施後、同年度の1月末までに保存樹等補助金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 理事長は、前条の規定により保存樹等補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、保存樹等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住所 岐阜市
氏名
電話 () —

保存樹等補助金交付申請書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団保存樹等補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 保存樹及び保存樹林

(1) 所在地

(2) 指定番号 第 号

(3) 保 存 樹 独立樹木 名称 本
保 存 樹 林 樹 林 樹木の面積 m²

2 交付申請額 円

3 事業報告(収支決算書)

収入			支出		
内 容	決 算 額	備 考	内 容	決 算 額	備 考
補助金					
自己負担金					
計			計		

4 口座振込依頼

取引金融機関名 _____ (本店・_____支店)

預金科目 1. 普通 2. 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

カタカナ _____

5 添付書類 育成・管理に要した費用の領収書等の写し

様式第2号

岐未ま（緑）第 号
令和 年 月 日

指定番号 第 号

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

保存樹等補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付申請がありました、保存樹等補助金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 金額 円

2 所見

※ 本決定に基づき、補助金の振込手続きを行います